

永原慶二

『日本中世社会構造の研究』

岩波書店 1973. 9 763 ページ

1

永原教授は、1961年に『日本封建制成立過程の研究』と題して論文集を公刊された。本書を構成する大小28編の論文は、それ以後1972年にいたる間に執筆された労作であるが、書名が示すように日本中世社会の社会構造を「その構成原理にまでさかのぼって、できるだけ多面的かつ全体的に」(はしがき)追求しようとする関心で貫している。ところで、著者の研究関心は前著の発展段階論的視角から、いわば社会構造論的視角へ移ったとみられるが、その移行自体は決して教授の研究視角の私的な展開とみることはできない。本書の諸論文が書かれた10年間には、新憲法制定・農地改革などを中心とする戦後「民主化」をへて、日本社会にとっての封建制の、したがってまた封建制研究の意義如何という根源的問題がようやく提起されたし、また「アジア・アフリカ植民地諸民族の独立」という50年代の世界史的変動の中で、日本民族の歴史的発展を世界史のそれの中にあらためて位置づけなおす要請も鋭く投げかけられた。加えて、1964年のライシャワー論文「日本歴史の特異性」は、現実政治の世界から中世社会・経済史の研究者に否応なしに回答を求めるものであった。著者は、これらの諸問題提起を鋭く意識しており(第II部第1論文)，それに答える形で「社会構造」論的視角を構築しているといえよう。すなわち、「長い歴史過程を通じて形成されてきた日本社会のいわば体質的な特徴についての認識を深めることによって、われわれ日本人の自己認識」(はしがき)をたかめることができることが、中世史研究者にとっての主要な任務であると規定され、なかんずく「社会構造の問題が、歴史的持続性をもつものだけに重要な位置をもつ」(同上)とされている。かくして、教授の社会構造論的視角は、「日本人の自己認識の作業」という形で、中世史研究と現代を結びつける、きわめて現代的・実践的意味を担っていることが明らかである。

また、教授は「中世という時代の全体構造とその特質をできるだけ有機的・統一的にとらえる」ことを強調される。ここでは、「体質的な特徴」=特質論が、あれこれの特徴の一面的な強調によって陥る弱点——ライシャワー流の一面化された日本「社会構造=特質」論にみられるような——を、いわば「全体構造」論と「特質」論の

相互緊張の産物として提示しようとする用意がみられるのである。

2

本書は、大きく2部に分けられ、第I部は「経済・社会構造をめぐる基礎研究」に、第II部は「国家史と時代区分をめぐる諸論点」にあてられている。まず、第I部について考察しよう。

第I部は、さらに13の論文と6付説からなりたっており、第2から第8までの付説を含む9論文は、主として11世紀後半~13世紀=平安末・鎌倉時代の経済・社会構造を対象とし、第9から第12までの付説を含む7論文は14~16世紀=南北朝~室町期の研究を中心としている。そして、第1論文「古代国家の変容と中世への移行」・第13論文「中世経済の段階と構造」は、第I部全体を展望し、総括する位置にあるといえよう。

第1論文は、「古代アジア世界の東邊に位置」し「古代帝国」的関係に規定された後進国日本が、10世紀以降そこからの離脱・国際的な孤立を通じて受けた変化を考察する。日本律令国家が「中国・朝鮮の先進的文明=生産諸力」の攝取にあたって示した支配階級の独占=絶対的優位性が、新たな孤立的環境のもとで固定化されたことの結果として、①社会の基底における後進的諸関係の残存、②中間層の成長の困難性、③国家権力の分散的=集中的構造特質の3点が挙げられている。結論的にいえば、第1論文に示されたこれら特質構造が第2論文以下で詳しく展開されているといえよう。

しかし、同時に指摘しなければならないのは、すでにみた第I部の編別構成が、14世紀南北朝内乱を境に大きく2分されていることである。第I部の総括的位置を占める第13論文「中世経済の段階と構造」では、13世紀までのいわゆる中世前期の経済循環構造を低生産力水準・社会的分業の低位性・農民経済の封鎖的自給性と特徴づけるとともに、これに対して14世紀以降の「発展的傾向」が強調される。したがって、本書第I部は、前述の第1論文にみた特質論を横糸に、第13論文に要約される史的展開を縦糸に構成されているといえよう。

3

以上考察した観点で、各論文をみると、第2論文「莊園制における職の性格」は、「莊園制下の社会諸階層の地位・権限が、本家職・下司職・名主職などのように、職をもって表示される」という、いわばその「重層」的土地所有秩序を取上げる。そして、発生史的に職が郡司・郷司のような地方官的地位についてみられること、これら国衙系の職の莊官職への転化のうちに職の重層体

系が発生すること、にもかかわらず下司職等々の莊官所職が上から補任される関係をぬきにしては成立しえないことが明らかにされる。ここでは、「富豪層」範疇をたてて律令制→封建制理論を展開する戸田芳実氏等に反論しながら、在地領主層=中間層の成長とその困難性、國家権力の柔構造が示される。すなわち、永原教授は、在地領主制の展開のうちに封建制確立を認め、これが莊園制との対抗のうちに、ほぼ14世紀=南北朝内乱をもって確立するが、逆にいえばこの確立に3世紀をも要するという在地領主制発展の停滞的構造を、さきにみた構造的特質とされているのである。

第4論文「領主制支配における二つの道」は、第2論文を承けて、陸奥国好島莊における地頭と預所の代銭納をめぐる対抗のうちに、地頭の代銭納主張を通して、その進歩的性格を読みとっている。

第3論文「莊園領主経済の構造」は、皇室領諸莊園群のうち、最大のブロックをなす長講堂領莊園の年貢・雜公事収取の分析を通じて、雜公事に示されるような自給的家産経済体制と、米年貢に代表されるような一定の交換関係の展開、この二側面の統一として莊園領主経済を特色づけ、後者が地方的な分業・市場関係を促進し、莊官・土豪層の強化に結果するとされる。

第5論文「中世農民的土地所有の性格」は、鎌倉時代の百姓土地売券にみられる永作手を農民的土地所有と見える見解に対し、これを一面で承認しながら、その本質を「もともとかっての『私領』系統に属するもの」に限定し、鎌倉期については名田全体にわたる農民的土地所有の成立にネガティブな評価を与えていた。第6論文・第7論文は、中世村落に関する考察にあてられているが、備後国太田莊・薩摩国入来院の分析を通じて、莊園制下村落の基本型を孤立農家=散村的村落に求め、鎌倉時代までの莊園にあっては村落機能はきめて限定されたものであり、「名」の共同体的構造の分解をへて、封建的村落共同体が展開すると決論づけている。

第8論文「村落共同体からの流出民と莊園制支配」は、中世文書にあらわれる乞食・非人・散所民の存在について、中央都市集住貴族たる莊園領主の経済と農村における自然成長的な社会分業との、矛盾と統一のうちにその再生産=支配の構造を見出すのである。ここでは、流出民の存在が莊園制の克服との関連ではなく、むしろその維持との関連で考察されているといえよう。

以上みてきたように、第2~第8論文は、莊園制のもつ古代律令国家の影響と、その長期にわたる漸時的克服過程の分析と性格づけることができるのに対し、第9論

文「莊園制解体過程における南北朝内乱期の位置」は、東寺領莊園を例にとって「莊園領主が名主職を買得することによって本来の領主的得分の低下をカバーし、辛くもその地位を維持」しているような状態を重視して、莊園制の変質・解体を結論づける。第9論文の付説「南北朝~室町期の再評価のための二、三の論点」は、この時代を生産力・領主制の存在形態の両面から検討し、「こうした下剋上の状況こそまさに封建社会が上向発展する歴史的段階の徵標」と明快に論じている。第10論文「東国における国人領主の存在形態」は、15世紀における農民闘争との関連で村落上層の小領主層をとらえ、かかる地侍・殿原的階層を、自己の被官として組織・支配する国人領主層を先進的なものと位置づけるのである。第11論文「嘉吉徳政一揆の性格について」では、永原教授はこの一揆の基本要求を「永代沽却地の奪還をふくむ不動産関係債務の破棄」に求め「一般農民および代官・名主上層をふくむ広汎な階層に共通する」ものとして、この段階の農民闘争の一部に位置づけながらも、一揆の規模持続性等から単純に封建的危機に直結させるのではなく、守護勢力の農村浸透という観点を導入し、この論証を試みているのである。第12論文「室町幕府=守護領国制下の土地制度」においては、半濟令と徳政令の莊園領主階級に対する対処の相違を明らかにしながら、莊園領主階級が集中した永領地=加地子名主職への打撃回避をはかる徳政令の適用範囲を將軍料國山城へ限定することによってかえって「守護・国人の主導による新らしい封建的土地所有関係」の進展を浮彫りにしている。

4

第II部「国家史と時代区分をめぐる諸論点」は、9編の論考からなっているが、大きく分ければ、第1論文「戦後における日本封建制研究の思想的背景」、第2論文「国家的集中と『近代化』」、第6論文「時代区分論」にみられる問題状況の整理=中心的問題点の把握に関するものと、中世史研究をめぐるボレミークに整理されよう。前記3論文は著者のパースペクティブの大きさを示してあまりあるものであるが、要約は評者のよくなじうるところではない。およそ、日本民族の過去と将来に深い関心をもつ人々に一読を是非おすすめすることにして、ここでは第I部の諸論文のもつている特徴について総括をしておきたい。

第1に、永原教授の包括的・精力的な研究の成果に感歎するのは、評者のみではあるまい。およそ、中世史学研究者の間で問題になるほどの重要な諸論点で、教授の食指を動かさないものはみられないといつても、過言で

はなかろう。本書第 I 部は、畿内先進地帯から東国・西国の辺境地帯まで、また時代的にも平安末期から室町末期までを覆ふ、あたかも中世史研究のエンサイクロペディアの観を呈しているのも肯けることである。

第 2 に、これら諸論文が一つの体系のもとに緊密な関連をもって展開されているその統一性である。過去 10 数年間に表明され教授の所論に対する批判的見解は、この統一性の中におおくは消化・吸収され、逆に教授の所説を支える論拠に変えられているのをみて、驚くのである。

第 3 に、中世史史料がもたらす、ある意味で避けられない分散的研究情況を克服する上で教授が示された総合的・統計的方法が、ここに十分に發揮されているといつてよかろう。

第 4 に、その提示する鋭い論点の展開においても、第 2 論文における職の発生に関する考察、第 5 論文の永作手を「私領」との関連で把握するがごときは、教授の鋭い理論的考察力を示すものであろう。

5

しかし、評者にとって、2, 3 の納得ないし理解のいかない点をここに記しておきたい。

第 1 は、第 I 部全体の構成に関することがあるが、著者の構造=特質論的観点は、14 世紀南北朝内乱をもって大きく前近代史を二分する劃期とすることと、いかにかかわるのであろうか、という疑問である。すなわち、この劃期をもってかの特質的社会構造は止揚されるのか、あるいはこの劃期にもかかわらず持続するものなのか、持続するとしてそれは如何に変容し新たな様相を帯びるにいたるのか、という疑問である。評者の紹介にして大過なければ、教授にあっては、かの特質的構造は、14 世紀をもってほぼ止揚されたものと暗黙のうちに前提されているかにみうけられるのであるが、もしそうだとすると、教授のいうその特質的構造の認識と中世史研究の現代的意味との関連は、どのように見出されるのであろうか。

第 2 に、在地領主制が莊園制の否定者としてあらわれることは事実であるが、その在地領主制は如何なる生産様式の代表者としてあらわれたのであろうか、という疑問である。その場合、客観的に農奴制の上に立脚したというだけでは、莊園領主階級の対応とのあいだに質的な差を認めることはできないから、農奴制の促進あるいは擁護ということが、この新しい階級の任務として証明されなければならない。評者には、在地領主制の前進的・進歩的役割が国人領主制の在地小領主層の組織という一点では(第 11 論文における嘉吉徳政一揆と守護勢力の関

連もこの観点に入ってくるであろうが)証明されたかに見えるが、それとても政治過程の問題(特定の国人領主が在地小領主を寄親一寄子関係に組織して、他の国人領主と争うという形での)であって、いかに生産様式とかかわっているのかは、明確ではないと思われる所以である。この疑問との関連でいえば、鎌倉時代の在地領主層の未墾地開発を、永原教授はいかに評価されるのであろうか。

第 3 には、前近代史を二分する劃期としての南北朝内乱期についてであるが、その経済過程について、名主職の売買ということが、単純に現象的に指摘され、強調されているにすぎず、前著で強調された名田体制の解体というより本質的現象の有無とその評価が与えられていない点ある。また、この時期を 14 世紀における転換というのではなく、南北朝動乱期と表現する以上、この政治過程と経済過程の相互関連についての解明を欠いていることは、納得できないところである。これは、ある意味で無いものねだりであることを認めるが、にもかかわらず永原教授が南北朝内乱期に与える重要な歴史的意義からすれば、さらに解明されるべき部分ではあるまい。

最後に、きめて些細なことではあるが、そして、執筆時期 10 年以上にもわたっている場合には避けがたいことではあるが、第 6・第 7 論文ではネガティブにしか認められなかった鎌倉時代の村落共同体=村が、同じ時代についての第 8 編「村落共同体からの流出民と莊園制支配」と矛盾しないであろうか。

次に、第 2 論文では、莊園制的な職の補任・宛行と軍役義務の関連を明快に否定されているが、第 3 論文の表 3-3(59 頁)における「門兵士役」は軍役的要素を全くもっていないのであろうか。表中の「兵士役」は莊民に課されたというだけでなく、莊官にもその組織的任務は課されたと考えるべきではなかろうか。すなわち、「御家人の大番役義務を、御家人の身分に対して課しているものであって、宛行・補任した職にみあうものとして取扱ってはいない」(48 頁)と断定するためには、実体的な解明と論証を必要とするのではあるまい。

以上、きわめて外面向で大まかな疑問を提したのであるが、これはさきに挙げた本書の理論的・実証的水準の高さをいささかも否定するものではない。本書が、評者にとってはもとより、おそらくは日本の歴史学研究者・社会科学研究者にとって、豊かな問題提起の書であるとともに、学問的出発点たりうると評して、過言ではないと確信するものである。(1974・10・18)

【関 口 恒 雄】